

## 第 481 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 6 年 7 月 1 日（月） 5 階共用第 1 会議室

14 : 00～

平野室長	<p>それでは、定刻になりました。本日は御多忙のところ御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、使用者側代表の大脇委員が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されております。</p> <p>それでは、審議に先立ちまして、今年度新たに労働者側代表委員に就任されました和泉委員からひと言御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
和泉委員	《挨拶》
平野室長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本来であれば、委員の皆様をお一人ずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございますので、お手元の資料 No. 1（1 ページ）「岐阜地方最低賃金審議会委員名簿」の配布をもちまして御紹介に代えさせていただきます。</p> <p>つづきまして、岐阜労働局の出席者を御紹介させていただきます。</p> <p>千葉労働局長、中村労働基準部長、安藤賃金室長補佐、栗田賃金指導官、そして私賃金室長の平野でございます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>

高橋会長	<p>これより第 481 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事に入る前に事務局から審議会への報告があるということですのでお願いいたします。</p>
平野室長	<p>資料No.19（75 ページ）を御覧ください。</p> <p>令和 6 年 6 月 20 日付けで全労連東海北陸地方協議会議長から岐阜地方最低賃金審議会会長あてに「歴史的な物価高騰と過去最長の実質賃金低下のもとで最低賃金 1500 円以上への引上げと全国一律制を求める要請書」が提出されております。</p> <p>また、要請書には関係資料が添付されております。</p> <p>要請書の内容としましては、最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること、最低賃金の改定を年 1 回に限らず行うこと、全国一律最低賃金制度を実現すること他 5 項目の要請となっております。</p> <p>なお、要請書の宛先には、岐阜労働局長が併記されております。</p> <p>以上、御報告いたします。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今事務局から報告がありました全労連東海北陸地方協議会議長からの要請書に関して、御質問等ありますでしょうか。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、各委員におかれまして要請書の内容をしっ</p>

	<p>かりと御確認いただきますようお願いいたします。  それでは、議事に入ります。  <b>議題 1「岐阜県最低賃金の改正決定（諮問）について」</b>  でございます。  岐阜労働局長から諮問を受けます。</p>
千葉局長	<p>それでは、諮問をさせていただきます。    （会長席の前へ進み諮問文を朗読、諮問文を会長に  手渡す）    よろしく申し上げます。</p>
高橋会長	<p>（諮問文を受領する）    はい、承知いたしました。</p>
<p>（局長、会長は席に戻る）</p>	
高橋会長	<p>それではただ今お受けしました諮問について、御説明  をお願いいたします。</p>
千葉局長	<p>日頃から岐阜地方最低賃金審議会の運営それから労働行政の推進に関しまして御協力を賜り誠にありがとうございます。  ただ今、岐阜県最低賃金の改正につきまして、岐阜地方最低審議会に諮問いたしましたので、諮問理由について御説明いたします。  地域別最低賃金の改正の諮問につきましては、最低賃金額の決定要素となります岐阜県内の労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力につきまして、改正を必要とする程度の変化が客観的に認められることが要件となります。  まず、労働者の生計費についてでございますけれども、国際的な資源・食料価格の上昇、円安によります輸</p>

入物価の上昇等によりまして消費者物価の上昇が継続しております。

直近令和6年5月の岐阜市の消費者物価総合指数をみますと、令和2年を100とした場合に108.0、前年同月比で2.8%の上昇ということになっております。

また、前年同月比の推移で見ますと、令和3年10月から令和6年5月まで32か月連続いたしまして前年同月を上回っていることに加えまして、同じ期間の上昇率につきましては、令和6年1月の1.8%を除いて毎月2%以上の物価上昇となっております。

次に労働者の賃金でございます。「連合岐阜2024春季生活闘争第4回賃上げ集計結果」によりまして、6月5日現在の岐阜県の2024年度の定昇相当見込み賃上げ率は、加重平均で4.88%でございます。昨年実績の3.31%を大幅に上回っています。

また、一般社団法人岐阜県経営者協会が集計しております「2024年春季労使交渉・賃金改定調査〔第12報〕」によりまして、今期の定昇込み賃上げ率は単純平均で3.83%ということございまして、昨年同時期の実績であります3.26%を上回っております。いずれの集計結果におきましても、昨年度の賃上げ率を上回る結果となっております。

加えて、岐阜県が公表しております毎月勤労統計調査結果によりまして、岐阜県内規模5人以上の事業所の令和6年4月の「きまって支給する給与」は、252,231円、前年同月比2.0%増でございます。7か月連続いたしまして前年同月を上回っています。

最後に通常の事業の賃金支払能力についてでございますけれども、財務省東海財務局岐阜財務事務所が公表しております令和6年4月判断の岐阜県内経済情勢報告によりまして、生産活動はメーカーの生産停止の影響などもありまして足踏みの状況にあるものの、個人消費

	<p>は持ち直しており、雇用情勢についても緩やかに改善しつつあると評価し、総括判断として「岐阜県内経済は、回復に向けた動きに一服感がみられる。」としております。</p> <p>また、岐阜労働局が公表しております有効求人倍率の状況によりますと、令和6年5月の有効求人倍率は1.57倍、前月より0.01ポイント低下しておりますが、依然高水準を維持し全国順位では第3位となっております。</p> <p>以上3つの要素について総合的に検討いたしましたところ、最低賃金の改正を必要とする程度の変化が客観的に認められると判断されますことから、諮問をさせていただいた次第でございます。</p> <p>なお、6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2024」、いわゆる「骨太方針」におきまして、最低賃金に関する記載がございます。</p> <p>読み上げさせていただきますと、「最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&amp;Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」とされております。</p> <p>審議会の委員の皆様におかれましては、こうした状況にも御配慮いただいた審議をお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。ただ今、説明がありましたとおり、千葉労働局長から岐阜県最低賃金の改正決定について調査審議を求められたところでございます。</p>

	<p>ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ありませんでしょうか。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	ありません。
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により専門部会を設置し、慎重に審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>次に本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
安藤室長補佐	<p>はい、では御説明いたします。</p> <p>御手元の資料目次及び配布資料を御覧ください。</p> <p>資料No. 2 から資料No.11 までが、最低賃金改定に係る資料です。</p> <p>まず、生計費に係る資料として、資料No. 2 (3 ページ) 岐阜県公表の「岐阜市消費者物価指数令和 6 年 5 月分」、資料No. 3 (5 ページ) です。「消費者物価指数の推移」です。</p> <p>次に、岐阜県の賃金引上げ状況に関する資料として、資料No. 4 (7 ページ)、連合岐阜公表の「連合岐阜 2024 春季生活闘争第 4 回集計結果」、資料No. 5 (9 ページ)、岐阜県経営者協会の「2024 年春季労使交渉・賃金改定調査第 12 報」、資料No. 6 (11 ページ)、岐阜県公表の「毎月勤労統計調査結果」です。</p> <p>次に事業の賃金支払能力に関する資料として、資料No. 7 (19 ページ)、岐阜財務事務所令和 6 年 4 月公表の「岐阜県内経済情勢」、資料No. 8 (31 ページ)、岐阜労働局公</p>

	<p>表の「有効求人倍率の状況」です。</p> <p>次にその他の資料として、資料No.9（39 ページ）、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への目安諮問文の写しです。</p> <p>最後に政府方針に関わる資料として、資料No.10（41 ページ）、6月21日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」、資料No.11（53 ページ）、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」、いわゆる「骨太方針」です。最低賃金に関する部分は波線で表示しております。</p> <p>以上が本日の資料です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>配布資料に関しまして、御質問等ありますでしょうか。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。それでは、これらの配布資料についてお目通しの上、次回の審議会に御出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは次の議題に移ります。</p> <p><b>議題2「令和6年度下半期岐阜地方最低賃金審議会の開催日程について」</b>です。</p> <p>6月19日に開催されました運営小委員会の協議につきまして、宮坂委員長から報告をお願いいたします。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、運営小委員会におけます協議内容について御報告申し上げます。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

平野室長

それでは、運営小委員会で御協議いただきました審議日程案を御説明いたします。

令和6年度の審議日程につきましては、先の3月21日の本審において、9月9日の特定最低賃金合同専門部会までの上半期の日程は決定しておりますので、その後の日程について、御審議いただきたいと存じます。

なお、10月22日、11月7日の特定最低賃金の答申にかかる本審と異議審、令和7年3月18日の特定最低賃金改正決定の意向表明にかかる本審については、先の3月21日の本審において決定しております。

それでは、資料No.12（59 ページ）「令和6年度答申要旨の公示日最短効力発生予定一覧表」を御覧ください。59 ページが岐阜県最低賃金、61 ページが特定最低賃金の一覧表です。

特定最低賃金の改正発効日を12月21日とするには、10月23日が答申の期限となり、異議審の開催期限は、異議申出締切日の翌日である11月8日午前中までとなります。

なお、10月23日は答申の期限と申し上げましたが、特定最低賃金は専門部会で全会一致により結審した場合は、専門部会をもって答申いただき、本審において専門部会の部会長から答申に係る報告をいただくこととなります。

また、資料No.13（63 ページ）「令和5年度特定最低賃金審議日程表」、資料No.14（65 ページ）「特定最低賃金の審議の流れ」を参考として付けております。

以上を踏まえ、資料No.15（67 ページ）「令和6年度下半期審議日程（案）」の「黄色」で表示している日程のとおり、御提案いたします。

まず、第2回専門部会です。

第2回自動車を10月3日（木）午後2時から

第2回航空機を10月7日（月）午後2時から



	<p>第2回電機を10月8日（火）午後2時からとしております。</p> <p>次に第3回専門部会です。</p> <p>第3回自動車を10月11日（金）午後1時30分から</p> <p>第3回航空機を10月16日（水）午後1時30分から</p> <p>第3回電機を10月18日（金）午後1時30分からとしております。</p> <p>次に来年度の審議方針等に係る運営小委員会ですが、令和7年2月18日（火）午後2時からとしております。</p> <p>なお、先の3月21日の本審において決定した日程は「緑色」で表示しておりますが、11月7日（木）午前10時からの開催としております。異議申出対応に係る本審については、異議申出がない場合は開催しないこととなります。</p> <p>以上運営小委員会における協議結果について御報告いたします。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から運営小委員会の報告として、審議日程案の御説明がございましたので、御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>
高橋会長	<p>それでは、労使双方から御賛成を頂戴いたしましたので、この日程で審議を進めて参ります。</p> <p>次の議題に移ります。</p> <p><b>議題3「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取について」</b>です。</p>

	<p>運営小委員会の協議について、宮坂委員長から報告をお願いいたします。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、運営小委員会における協議内容につきまして御報告申し上げます。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>それでは、運営小委員会で御協議いただきました「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取」について、御説明いたします。</p> <p>岐阜県最低賃金の審議に際しましては、最低賃金法第25条並びに最低賃金法施行規則第11条に基づき、公示による関係労使への意見聴取を実施しております。</p> <p>昨年度までの意見聴取方法については、審議会に提出されました意見書を審議会資料として配布し、意見趣旨について事務局から審議会委員の皆様にご説明していましたが、先の3月21日に開催されました第480回審議会において、今年度の意見聴取方法については、従来の意見書に加え、審議会若しくは専門部会において、意見陳述を実施することが決定されており、意見陳述の日程等の詳細については、後日決定することになっておりました。</p> <p>まず、実施日についてですが、目安伝達後の本審若しくは専門部会のいずれかの場で行うこととなりますが、全国の状況では本審での実施が多数となっております。従来から本県の審議会では、意見書の配布及び意見趣旨説明による意見聴取が、目安伝達に係る本審の場で行われていることから、本年7月29日に開催予定の本審において意見陳述を実施することが適当と考えます。</p> <p>次に意見陳述を行う者の選定についてです。</p> <p>資料No.16(69ページ)「最低賃金法・最低賃金法施行規則〈抜粋〉」をご覧ください。</p> <p>最低賃金法施行規則第11条第2項において、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提</p>

	<p>出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。」とされ、意見書を提出していない者でも意見陳述をすることは可能ではありますが、全国的に大半の局が意見書の提出者を意見陳述を行う者としていることから、意見書を提出した団体等のうち意見陳述を希望する者を選定することにしたいと考えております。</p> <p>また、質疑応答等を含めた意見陳述の設定時間については、本審全体の審議時間を考慮し、30分程度設けることとし1人当たりの意見陳述時間は10分以内としたいと考えております。</p> <p>以上運営小委員会における協議結果について御報告いたします。</p>
高橋会長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から御説明のありました「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取」に関してでございますが、3点ほど御報告があったと思います。まず1点目といたしましては、意見陳述を7月29日の本審において実施すること。それから2点目といたしましては、意見陳述を行う者の選定については意見書を提出した団体等のうち意見陳述を希望する者とする。それから3点目、意見陳述の設定時間は30分程度とし1人当たりの意見陳述時間は10分以内とするという案でございました。御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>ただ今の事務局の提案で異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>事務局から説明いただいた内容で異議ございません。</p>

高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取」につきましては、労使双方に御賛成をいただきましたので、この案により実施することといたします。</p> <p>労使双方の委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
高橋会長	<p>それでは、そのように決定させていただきます。</p> <p>次の議題に移ります。</p> <p><b>議題 4 「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会に係る審議日程の変更について」</b>です。</p> <p>運営小委員会の協議につきまして、宮坂委員長から報告をお願いいたします。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、運営小委員会における協議内容につきまして御報告申し上げます。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>ただ今、御審議いただきました7月29日の本審における意見陳述の実施に伴う審議日程の変更について、御説明いたします。</p> <p>資料No.17(71ページ)「令和6年度上半期審議日程(変更案)」をご覧ください。</p> <p>7月29日は、午前9時30分から本審、本審終了後の午前10時30分から第1回専門部会が開催される予定となっております。昨年度の本審の会議時間が45分であることに加え、意見陳述の所要時間は30分程度であることから、専門部会の開始時刻の午前10時30分を超過することが見込まれます。</p> <p>したがって、専門部会の開始時刻を午前10時30分から30分繰り延べ午前11時へ変更したいと思います。</p> <p>なお、参考までに申し上げますと、昨年度の同専門部</p>

	<p>会の会議時間は 25 分でした。</p> <p>以上運営小委員会における協議結果について御報告いたします。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局から運営小委員会の報告として、7月29日の専門部会に係る日程変更案について説明がありました。</p> <p>御意見をお伺したいと思います。</p> <p>労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>事務局提案で異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、労使双方に御賛成をいただきましたので、7月29日の県最賃専門部会の開始時刻を午前10時30分から午前11時へと変更することにさせていただきたいと思います。</p> <p>労使双方の委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各側委員	<p>異議なし。</p>
高橋会長	<p>それでは、そのように決定させていただきます。</p> <p>次に<b>議題5「県最賃専門部会の議事公開について」</b>でございます。</p> <p>運営小委員会の協議について、宮坂委員長から御報告をお願いします。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、運営小委員会におけます協議内容につきまして御報告申し上げます。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

平野室長	<p>県最賃専門部会の議事公開については、資料No.18（73ページ）「岐阜県最低賃金専門部会運営規程」に基づき、公開範囲を決めており、昨年度から、公労使三者が集まって議論を行う場については傍聴人を入れ議事を公開しているところですが、公労・公使の二者協議に関しては、「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとの部会長判断により非公開としています。</p> <p>また、議事録については、公労使三者が集まって議論を行う場についてはホームページ掲載により公開しております。</p> <p>今年度も県最賃専門部会を設置し最賃改正の審議をしていただくこととなりますが、専門部会の議事並びに議事録の公開の範囲について、運営小委員会において協議しましたところ、昨年度と同様に公労・公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者が集まって議論を行う場についてはホームページ掲載により公開するとの協議結果になりましたことを御報告いたします。</p> <p>なお、先程事務局から報告させていただきました全労連東海北陸地方協議会からの要請書には、専門部会の二者協議の公開及び議事録の公開が要請事項となっていることを併せて御報告いたします。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今、事務局から運営小委員会の報告がありました、今年度の県最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開の範囲について、御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>異議ございません。</p>

高橋会長	それでは使用者側委員いかがですか。
澤村委員	異議ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方から、昨年度と同様に公労・公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者が集まって議論を行う場についてはホームページ掲載により公開するとの御意見につきまして、御賛同いただいたと理解をさせていただきました。</p> <p>なお、本件については改めて専門部会において決定していただくこととなります。</p> <p>労使双方の委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、そのように決定させていただきます。</p> <p>次の議題に移ります。</p> <p><b>議題6「その他」</b>でございますが、事務局から説明をお願いいたします。</p>
安藤室長補佐	<p>それでは公示に関する連絡事項について説明します。</p> <p>本日、岐阜県最低賃金の改正決定の諮問を受け、専門部会を設置することを御確認いただきました。</p> <p>そこで、最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第4項の規定に基づく、最低賃金専門部会委員の推薦に関する公示を本日举行することとし、推薦期限を7月19日（金）とします。</p> <p>併せて、最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条の規定に基づく、関係労使からの意見聴取に関する公示も本日举行することとし、意見書の提出期限を同じく7月19日（金）としますのでよろしくお願ひします。</p>

	以上となります。
高橋会長	ありがとうございました。 それでは、本日の議題は以上となりますが、各委員の皆様から何かありますでしょうか。
各委員	(発言なし)
高橋会長	よろしいでしょうか。 それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。 次回は、7月29日(月)午前9時30分から開催いたします。 よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。